

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 割賦販売法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 1 日 本紙第 5448 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 1 日 政令第 235 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 74 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 22 年 12 月 17 日）から施行
【制定の根拠】	割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 40 条第 3 項及び第 4 項
【法令のあらまし】	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者が報告又は資料の提出を行うよう命ずることができる事項を、支払可能見込額調査に関する事項等とする。（第 31 条関係）
【改正される法令】	割賦販売法施行令（昭和 36 年政令第 341 号）